

発注条件書

「IMJ（以下「甲」という）」とは、東京都港区三田一丁目4番1号にその事務所を持つ、日本で設立された法人である株式会社アイ・エム・ジェイ、及び以下に定義されるその関係会社のことをいう。

「関係会社」とは、法人組織か否かに拘わらず、アイルランドにおいて設立された公開有限責任会社である Accenture plc によって支配される、又はその継承会社によって支配される、又は同社と共通の支配下にある事業体のことをいい、「支配」（関連する意味で、「支配される」「共通の支配下にある」等も含む）とは、所有、契約その他の手段によって、他の者の事業を直接又は間接に指揮命令する能力を意味する。

「サプライヤー（以下「乙」という）」とは、発注書に従い、納入物を供給する予定の者又は事業体のことをいう。

「本条件書」とは、本発注条件書のことをいう。

「仕様書」とは、発注書や添付書類（図面又は説明書を含む）、並びに乙の製品マニュアルに記載された仕様、説明、機能、その他に関する要求項目のことをいう。

「知的財産権」とは、それらが登録されているか否かに関係なく、発明、特許、意匠登録、実用新案権、著作権並びに商標、データベース権、トポグラフィ権、及びこれらと同様の性質を持つ、その他のあらゆる権利、さらにはこれらについて登録申請する権利等なども制限されることなく含まれる、世界中の全ての知的財産権のことをいう。

「納入」とは、発注書に詳細が記載される商品の納品、又はサービスの履行のことをいう。

「納入物」とは、その場合に応じて、発注書に詳細が記載される商品又はサービスのことをいう。

「発注書」とは、納入物の供給を依頼する添付の発注書のことをいう。

1. 発注書

- 1.1 甲が発行する発注書には、甲が求める納入物について記載される。乙は、発注書に基づき供給される納入物が、本条件書に従っていることに同意する。但し、納入物について甲乙間で別途契約書を締結した場合、又は、乙が甲所定の「取引確認書」を甲に提出した場合、当該契約書又は「取引確認書」の規定が本条件書に優先して適用される。
- 1.2 第1.1項を前提として、両当事者は、本条件書及び発注書には納入物に関する全ての条件が含まれており、本条件書及び発注書は、他の発注書、確認書、請求書、支払伝票やその他の関連文書、特に乙によって発行された、これらの書面に記載された当該納入物に関するその他のあらゆる条件に優先して適用されることについて合意する。
- 1.3 甲による発注書の交付から3営業日以内に乙から甲に対する書面による注文諾否の通知がない場合、当該期間満了をもって乙により当該注文は承諾されたものとみなす。
- 1.4 乙が、発注書に明示された商品を、甲のために特に設計、開発又は製造しなければならない場合、乙は、試作品又は計画書を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、納入物に係る作業を開始する前に、試作品又は計画書が承認されており、商品の生産が開始可能であることについて、甲から、書面による確認を得なければならない。尚、甲は、この書面による確認書の受領前に乙が負担したいかなる費用も負担しない。

2. 納入

- 2.1 乙は、納入物を、発注書に明示された納入日及び納入場所に従い納入する。

- 2.2 書面で別途明示的に合意されない限り、乙は、納入物を、甲の通常の営業時間中に納入する。納入等に係る諸費用は、発注書にて別途合意されない限り乙の負担とする。
- 2.3 納入に関連して、配達受領書等になされた甲の署名は、受領された梱包の数のみについての確認であり、納入物の実際の数量、品質又は状態について甲の受入検査が完了した事を意味するものではない。
3. 仕様書及び受入拒否
- 3.1 納入物は、仕様書の全ての事項に適合していなければならない。納入物における全ての商品は、適切な素材、技術及び設計（乙が設計について責任を負う場合）のものでなければならず、かつ、甲によって提供又は承認された、関連するサンプル又は試作品等と、全ての点において同一のものでなければならない。納入物における全てのサービスは、適切な方法で履行され、かつ、（乙が設計について責任を負う場合は）設計又は据付に関するものを含めて、いかなる瑕疵もないものでなければならない。
- 3.2 全ての納入物は、甲の受入検査に合格しなければならない。甲は、第 3.1 項に適合していない全ての納入物を、受入拒否することができる。納入物の性質により、（受入検査を実施したとしても）瑕疵の発見や第 3.1 項を遵守していないことが使用するまで明らかにならない場合、甲は、妥当な期間であれば、その使用後であっても当該納入物の受入を拒否することができる。
- 3.3 第 3.2 項に基づき受入拒否された納入物は、甲の要求があった時は、乙の費用負担により交換又は再履行されなければならない。若しくは、甲は、当該納入物及び発注書の対象となっている残りの納入物の一部又は全部について、第 8 条に従い注文を解除することができる。受入拒否された納入物は全て、乙の費用負担で、乙に返品される。
- 3.4 納入物は、適用を受ける日本の又は国際的な基準に従って納入されなければならない。納入物は、適用を受ける法令、規則又は法的拘束力を持つあらゆる要求を遵守したものでなければならない。
- 3.5 甲は、自らが必要と認めた場合には、適用を受ける法令等に反しない限り、いかなる費用又は経費も負担する事なく、納入が完了していない発注書の全部又は一部を終了させる事ができる。
4. 監査
- 4.1 甲は、乙による発注書、本条件書、仕様書、その他契約書の義務の遵守状況を確認するため、報告書その他の資料の提出を随時乙に対して求めることができ、かつ、乙又はその再委託先の施設に立ち入り、監査又は確認等を行うことができる。その結果、甲が必要と判断する場合、甲は、乙及び再委託先に対して、必要な是正措置をとるよう求めることができる。
5. 所有権及び危険負担
- 5.1 商品の所有権及び危険負担は、それらが第 3.2 項に従い受入検査に合格した時点で甲に移転する。但し、所有権及び危険負担の当該移転は、本条件書及び発注書に基づき生じる甲の権利を制約しない。
6. 価格及び支払
- 6.1 価格及び適用通貨は、発注書に定める。尚、価格には消費税及び地方消費税等は含まれない。
- 6.2 甲の書面による同意がない限り、いかなる価格の増額も行われぬ。

- 6.3 乙は、納入物が第 3.2 項に従い受入検査に合格した時点で請求書を送信する。乙は、請求書を、通常、甲又は甲が指定する第三者に対して、郵送により送付する。但し、乙が、当該方法及び形式で請求書を送信できない場合、乙は、甲又は甲が指定する第三者に対して、別途協議のうえ定められた方法で請求書を送付することができる。
- 6.4 甲は、乙と別途書面で合意する場合を除き、契約金額に係る消費税及び地方消費税を付加し、以下のとおり乙に支払う。尚、乙が個人である場合、甲は、所得税法第 204 条の規定に基づく源泉所得税を契約代金から控除することができる。
- 請求書締切日 : 請求締め日の属する月の翌月第 5 営業日まで。
- 支払期日 : 請求発行日から起算して 30 日を経過後の直近の弊社支払い実行日。
- 支払方法 : 乙指定の銀行口座に現金振込（振込手数料は甲負担とする）。
- 6.5 甲が、請求書に記載された価格又は請求額について異議がある場合、異議がある部分を明確に特定して乙に通知する。乙は、当該請求書を無効にした上で、修正した金額の請求書を再発行し、甲は第 6.4 項の規定に従い支払う。
- 6.6 両当事者は、異議が出された請求書を速やかに調査し、異議を解決するために適切な対応をとらなければならない。異議申し立ての解決後に支払われるべきものとして甲が最終的に同意した請求書、又は当該請求書の一部については、必要に応じて再発行される。尚、乙は、請求書に関する異議が解決されるまでの間も、納入を継続しなければならない。
- 6.7 乙は、請求書における全ての情報が、完全かつ正確であることを保証し、また、甲から提示された発注書番号等について請求書上に明記する。
- 6.8 乙が個人である場合、乙は甲が要求したときは遅滞なく甲が指定する方法にて自己のマイナンバー（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号）を甲に提出するとともに、本人確認に応じる。甲は、乙のマイナンバーを税務署に提出する支払調書に記載するためにのみ使用し、また適切・安全に管理する。
7. 知的財産権
- 7.1 乙は、商品の販売、使用、又は納入のいずれも、日本及び海外において第三者の知的財産権その他の法的権利を侵害していないことを保証する。
- 7.2 第 7.1 項の規定に拘わらず、納入が第三者の知的財産権を侵害することを理由として、何らかの請求・異議等が申し立てられ、若しくは訴訟が提起された場合、乙は、自己の責任と費用負担で当該申し立てを解決しなければならない。また、乙は、納入が第三者の知的財産権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償する責を負う。
- 7.3 納入物の全部又は一部が第三者の知的財産権等を侵害していると甲が合理的に判断した場合、乙は自己の責任と費用負担にて下記いずれかの措置を講じなければならない。
- (1) 納入物が非侵害となるよう交換、修正、改変する。
- (2) 甲が引き続き納入物を使用できるよう当該第三者の許諾を得る。
- (3) 上記(1)及び(2)が合理的に困難な場合、納入物に関してすでに甲が乙に支払った金額を甲に返還し注文を解除する。但しかかる場合であっても、第 9.5 条の責任は免れ得ない。
- 7.4 納入に関して乙が発明し、考案し、創作し、開発しその他作成した、発明、考案、著作物、ノウハウ、営業秘密、成果物・提出物その他知的財産及びそれについての権利は、著作権法第 27 条（翻訳権・翻案権）及び同第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定められた権利を含め、第 3 条に定める確認・検査が完了したとき、又は第 8.3 項に定める引渡が完了したときに、乙から甲へ移転する。乙は、当該移転後、納入物その他知的財産を、

発注書に定める納入場所以外に持ち出したり、他に流用したりしてはならない。乙は、責任をもって当該発明又は考案をした乙の従業員から当該特許権（特許を受ける権利を含む）、及び実用新案権（実用新案登録を受ける権利を含む）を承継又は取得し、甲に移転する手続を行う。乙は、かかる知的財産権に関する甲への権利移転について必要な登録手続を行う。但し、著作権についての移転手続は、甲から請求があった場合のみ行い、その登録手続に関する一切の費用は、甲の負担とする。尚、本条項に基づき乙から甲へ譲渡される知的財産権の譲渡対価は、発注書に定める契約金額含まれる。

- 7.5 第 7.4 条に拘わらず、納入物に関して乙がすでに保有し又は許諾権を有する知的財産権（以下「乙の既存の権利」という）は、乙に留保される。乙の既存の権利が納入物に含まれる場合、乙は、甲及び甲の指定する第三者が納入物を使用するために必要な範囲で乙の既存の権利を利用することを許諾する。第 7.4 条及び第 7.5 条に基づく知的財産権の譲渡及び乙の既存の権利にかかる利用許諾の対価は、発注書に定める契約金額に含まれる。
- 7.6 乙は、甲に譲渡された著作物にかかる著作者人格権を行使しないことに同意するとともに、以下の各号に掲げる行為を認める。
- (1) 甲及びその他の第三者が任意に当該著作物を改変すること。
 - (2) 甲及びその他の第三者が当該著作物を任意の名称で任意に公表すること。
 - (3) 甲から事前の書面による承諾を得ることなく当該著作物を公表しないこと。

8. 解約

- 8.1 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当した場合、相当の猶予期間を設けて書面により催告する。催告にも拘わらず是正されなかった場合、甲は、注文の一部又は全部を解除し、その時点における納入の未完了部分を完了させるために必要な甲の見積に基づく金額を、乙から違約金として徴収することができる。
- (1) 乙の故意又は過失により、甲に損害を与えたとき。
 - (2) 乙が正当な理由なく契約の履行を怠ったとき。
 - (3) 乙が発注書に定める納期までに納入を完了しなかったとき。
 - (4) 第 3.3 項に基づき交換又は再履行された納入物が、甲の再検査の結果、再度不合格となったとき。
- 8.2 甲及び乙は、相手方が以下の各号の一に該当した場合、何等の通知・催告等を要せず直ちに注文の一部又は全部を解除することができる。甲は、注文の一部又は全部を解除する場合、その時点における納入の未完了部分を完了させるために必要な甲の見積に基づく金額を、乙から違約金として徴収することができる。
- (1) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申し立てがあった場合、若しくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、又は保全差押えを受けた場合。
 - (2) 手形、小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、若しくは破産その他倒産手続開始の申立があった場合。
 - (4) 合併、解散、清算、又は事業の全部若しくはその重要な一部の第三者への譲渡をし、又はしようとした場合。
 - (5) 天災等の不可抗力により納入物の履行及び供給が不可能となった場合。
- 8.3 前二項の場合、甲は、当該解除時点までに完了した納入について引渡請求権を有する。乙は、かかる引渡が行われた場合に限り、当該解除時点までに乙が完了した納入の代価について支

払請求権を有し、当該権利以外の一切の請求権を有しない。

9. 一般条項

9.1 乙は、以下のことに同意する。

- (1) 適用される個人情報保護に関する法律及び規則（あわせて「個人情報保護法」）、並びに甲の個人情報保護に関する方針（後記）を、自身が遵守し、かつ、遵守し続けていることを保証する。
- (2) 発注書に関連して、自身の作為又は不作為によって、甲を、個人情報保護法のいずれかに違反している状態にしない。
- (3) かかる個人情報の本人から、当該個人情報が本契約に関連して（管理目的を含む）利用され得ること、及びそのために当該個人情報が国境を越えて甲の関連事業者相互間で授受され得ることにつき、当該個人から直接又は間接に同意を得ておかなければならない。

9.2 全ての発注書、及び当該発注書に関して甲が乙に対して開示した情報は、機密情報であり、乙は、甲の書面による明示的な事前同意なしに、第三者に対して、これらを漏洩又は開示してはならない。

9.3 乙から甲に納入された納入物に関する第3条の検査合格後、又は第8.3項に定める乙から甲への引渡完了後1年以内に瑕疵（バグ、プログラムミス、関連文書の不具合、設計上の瑕疵、パフォーマンス・性能・機能・数量の不足、データの不整合等を含むが、これらに限らない。）が発見された場合、乙は、自己の責任と費用により、速やかに補修又は代替品の納入を行わなければならない。但し、乙が、当該瑕疵が甲の責に帰すべきものであることを立証した場合における当該甲の責に帰すべき瑕疵については、この限りでない。尚、補修された瑕疵又は代替品に関する検査については、第3条の規定を準用する。また、乙が補修すべき瑕疵を甲が乙と協議のうえ補修した場合、又は当該瑕疵に起因して甲が損害を被った場合、乙は、甲が負担した瑕疵補修の費用及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

9.4 乙は、以下のことに同意する。

- (1) 乙は、本条件書及び発注書に基づき実施する業務（以下「本業務」という）の実施に十分なスキル・能力をもつ者を、本業務を遂行する担当者（以下「作業担当者」という）に選任しなければならない。甲は、作業担当者による本業務の遂行状況が予定していた作業水準に達していないと判断し得る合理的な事由がある場合、乙に対して是正策を講じるよう求めることができ、乙は、正当な理由なく当該要求を拒むことはできない。
- (2) 乙は、甲の事業及び職場環境に関する安全確保その他リスク管理を目的とし、法令等に反しない限りにおいて、本業務の開始前に、乙が本業務実施のために選任した作業担当者に対し、(1)身分証明書の確認、(2)学歴調査、(3)職歴調査、及び(4)過去の雇用主への身元照会等、甲が別途定める基準を充足したバックグラウンドチェック（以下「バックグラウンドチェック」という。尚、本業務が第三者から甲が受託した業務の乙への再委託である場合は、当該第三者が定める基準が含まれる場合がある。）を行うとともに、その結果を甲の求めにより甲に書面にて報告する。また、乙は、バックグラウンドチェックを通過した者のみを本業務に従事させることを甲に対して保証する。尚、本業務に従事する作業担当者にバックグラウンドチェックが実施されていないことが判明した場合、甲は、乙に対し、作業担当者の変更を含む是正策を講じるよう要請することができ、乙は正当な理由なく当該要請を拒むことはできない。
- (3) 前項の規定は、乙が、(1)ISO27001の認証を取得しているか当該規格に準拠しており、か

つ ISO27001 に関連する要求事項に則っていることを明確に表明している場合、又は、(2) バックグラウンドスクリーニングに関する指針を自ら有し、当該指針に準拠しており、かつ当該指針を開示のうえ甲による確認及び承認を受けることに同意する場合には適用されない。

- (4) 乙は、作業担当者の中から本業務の現場責任者（以下「現場責任者」という）を選定し、甲に通知する。
- (5) 現場責任者は、全ての作業担当者に対する指揮命令を行い、本業務の実施スケジュールに基づき、甲と協議のうえ本業務を実施する。
- 9.5 乙（乙の従業員及び乙の再委託先を含む）が、納入について甲若しくは第三者に損害を及ぼした場合、又は本条件書に違反して甲に損害を与えた場合、乙はその一切の損害（弁護士費用を含む）を賠償する責を負う。また、甲が発注書に関連して第三者から何らかの請求を受ける等して損害を被った場合、又は費用（弁護士費用を含む）の支出を行った場合、乙は、その一切の損害を及び費用を賠償若しくは補償しなければならない。
- 9.6 乙は、本条件書及び発注書によって生じる権利若しくは義務又は発注書上の地位を、甲の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 9.7 乙は、本業務を第三者に再委託しようとする場合、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。また、乙は、当該再委託先に対して、本条件書及び発注書に定める乙の義務と同等以上の義務を課さなければならない、当該再委託先の義務を当該再委託先と連帯して履行する義務を負う。
- 9.8 乙は、本業務の履行にあたり、外国為替及び外国貿易法等の技術輸出に関する関連法規を遵守しなければならない。尚、乙は、米国輸出管理法等の外国の輸出関連法規が適用される場合には、これらの法規も遵守しなければならない。
- 9.9 本条件書及び発注書に基づく当事者の権限、権利又は救済策のいずれかについて、当該当事者による行使が遅れ、又は行使しなかった場合でも、それらの放棄としては見做されない。
- 9.10 本条件書及び発注書の一部が、管轄権を持つ裁判所又はその他の所管官庁によって、無効、違法又は強制不能であるとされた場合、当該部分を除く条項は、法律によって許される最大限の範囲において継続して有効かつ強制可能である。
- 9.11 本条件書及び発注書、又はその一部として作成され、又はそれに関連して合意された書面は、両当事者が署名する書面による以外は、いかなる事項においても修正、改正又は撤回されない。
- 9.12 両当事者は、第 7 条、第 8 条、第 9 条の条項が、本条件書の終了後も存続することをここに合意する。
- 9.13 乙は、自身が独立請負業者として従事しており、本条件書又は発注書には乙と甲の間に、ジョイントベンチャー、パートナーシップ又は被雇用者／雇用主の関係を創設するとみなされるもの、又はそのように解釈されるものは、何もないことを確認する。
- 9.14 本条件書及び発注書は、両当事者間の独占的契約ではなく、甲が、第三者から、納入物と同一又は類似のサービスを調達することを妨げるものではない。
- 9.15 各当事者は、本条件書又は発注書において明示されたもの以外に、本条件書に合意することの誘因となったものが存在しないことを確認する。
- 9.16 乙は、以下の各号に掲げる事項を保証する。甲は、乙が本条に違反した場合、注文を直ちに解除することができる。また、本条に基づく解除により乙に損害が発生した場合であっても、甲は当該損害を賠償する責任を負わない。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役職員が、本条件書及び発注書に基づく取引の履行にあたり、著しく粗野な又は乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこと。
 - (3) 反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持又は運営に協力していないこと。
 - (4) その知る限りにおいて、その特別利害関係者（実質的な支配権を有する株主、役員、及びその配偶者、並びにこれらの者が発行済株式総数の過半数を所有する会社）が前各号に反しないこと。
- 9.17 乙は、納入物の設計、製造、試験、ラベル表示、販売及び輸送等について、適用される日本又は海外の全ての法律、規則、規定及び基準を遵守することを保証する。乙は、米国及びその他諸外国の全ての汚職防止法（米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）及び英国賄賂防止法（Bribery Act）を含むがこれらに限られず、以下総称して「汚職防止法」という）、及び乙が活動する管轄区域内で適用される全ての法律及び規則を常に遵守しなければならない。乙が本条における表明、保証又は誓約に違反した場合、甲は、法令又は本条件書に基づく救済に加えて、自らの裁量により、注文を直ちに解除することができる。尚、当該違反にかかる取引に関する乙の支払請求権は、履行済みの業務に対する支払請求権を含め当然に失われ、すでに甲による支払が完了している場合、乙はその全額を甲に返還しなければならない。また、乙は、当該違反及び注文の解除に起因又は関連する全ての請求、損失及び損害を補償しなければならない。甲に何らの損害も与えてはならない。乙は、自らが公職者となるか、又は政府機関、地方公共団体等の公的組織から出資を受けたときは速やかに甲に通知しなければならない。乙は、本条件書又は汚職防止法違反に関する情報を甲がその顧客又は政府機関に開示することがあり得ることを承諾する。
- 9.18 甲は、第 4.1 項及び第 9.23 項に定める監査等に加え、汚職防止法の遵守を目的とし、自己の費用負担において、本条件書及び発注書に基づく取引期間中及びその後 3 年間にわたり、乙が甲に代わり又は甲に関連して行った行為（乙が本条件書又は発注書に基づき請求した料金及び履行した業務、並びに乙が甲のために又は甲に代わり行った支払（現物又は現金等、支払方法を問わない）の全てを含む）にかかる帳簿及び記録を監査する権利を有する。
- 9.19 乙は、本条件書及び発注書に基づく債務の履行並びに本条件書又は発注書に関連して行った支出に関する帳票・書類等の文書及び電子記録を、本条件書及び発注書に基づく取引の終了後 5 年間、又は 5 年以上の保存期間が法律に定められている場合は該当期間保存しなければならない。
- 9.20 乙は、その知る限りにおいて、乙又は乙の役員、パートナー、従業員及び甲の確認を得た再委託先との間で本条件書及び発注書に基づく取引について既存又は潜在的な利益相反が存在しないことを保証する。利益相反とは、(1)本条件書及び発注書に基づく取引中に契約当事者に悪影響を及ぼす、(2)甲又は乙をして法令又は規則に違反させる、又は(3)不適法だと認められる状態を作出する、と合理的に認められる状態をいう（以下「利益相反」という）。甲又は乙のいずれかが本条件書及び発注書に基づく取引中に利益相反を認識した場合、速やかに相手方に通知し、双方が合意する内容にて解決するように甲乙協力して対応する。合理的な期間内（別途合意がない限り最初の通知日から 10 営業日以内とする）に双方が合意する内容にて解決できない場合、甲は直ちに注文を解除することができる。
- 9.21 甲は、違法、非倫理的又は詐欺的な活動を行うことなく、自らの事業を行うことを確約する。

乙は、アクセントチュア・サプライヤー行動規範に記載されるアクセントチュアの倫理的かつ専門家としての基準に適合した態様で行為をなす（違法、詐欺的又は非倫理的な行為について速やかに報告することを含む。）ことを表明し、保証する。尚、甲は、当該基準の違反を報告するための報告制度を設定しており、かかる報告に対して報復行為その他悪影響を及ぼす行為をなすことを禁止している。深刻な懸念について報告する場合には、週7日間24時間対応可能な Accenture Business Ethics Line(アクセントチュア・ビジネス倫理ホットライン)(+1 312 737 8262) まで電話で連絡するか（料金受信人払い）、暗号化ウェブサイト (<https://businessethicsline.com/accenture/>) にアクセスする。倫理ホットラインの使用は、誠意ある報告の場合に限られる。甲は、全ての主張を真剣に考慮する。

- 9.22 書面で別途明示されない限り、本条件書及び発注書は日本法に準拠し、かつそれに従って解釈される。また、発注書に関する訴訟に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 9.23 乙は、甲が要求した場合、乙が通常作成し管理する財務諸表等の書面であって乙の財務状況の健全性について客観的に証明し得る書面を提出しなければならない。但し、甲の要求は四半期に一度を限度とする。また、乙は、納入を担保する目的で、事業継続計画を策定し、維持するよう合理的な努力を行う。乙は、自己の事業継続計画の有効性について少なくとも年に一度検証し、甲からの要求があれば、当該検証の結果について、改善が必要な点を含め甲に報告する。乙は、これら甲の要求を正当な事由なしに拒んではならず、また再委託先をして甲の要求に従うべく適切な措置を講じなくてはならない。
- 9.24 乙は、乙による秘密情報の管理方法等に関し、情報セキュリティ等の観点から、甲が甲の社内規程等に基づく特段の要請を行った場合、正当な理由のある場合を除き、当該要請に従わなければならない。また、甲が別途情報セキュリティに関する覚書等の締結を求めた場合には、甲と協議のうえその締結に応じなければならない。
- 9.25 本条件書に定めている事項について疑義が生じた場合、又は本条件書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

個人情報保護に関する方針

第1条（目的）

本書は、発注書に基づき甲が乙に委託する業務のうち、次条に規定する個人情報を取扱う業務（以下「本業務」といい、発注書に定める「本業務」に含まれる。）について、当該個人情報の取扱い条件を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本書における用語の定義は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- (1) 「個人情報」とは、本業務に関連して、甲が、書面、電子データ、口頭、映像又はその他の形態若しくは媒体によって乙に対して開示、提供し、又は乙が知得する個人に関する情報で、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別し得るものをいう。尚、これには他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得ることとなるもの及びその複写・複製物を含む。
- (2) 「本業務」とは、甲が乙に委託する業務であって発注書に定める業務をいう。

- (3) 「従業者」とは、乙の取締役、執行役及び監査役並びに直接又は間接に乙の指揮命令を受けて乙の業務に従事している者（乙の正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員、乙にて業務に従事する派遣社員等を含む。）をいう。
- (4) 「安全管理措置」とは、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために行われる、①組織体制及び規程整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育訓練等の人的安全管理措置、③入退室管理、盗難防止等の物理的安全管理措置、並びに④アクセス制御、不正ソフトウェア対策等の技術的安全管理措置をいう。

第3条（安全管理措置）

1. 乙は、本業務の遂行に際して、本書並びに「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）、関連法令及び管轄省庁策定のガイドライン等に定められた個人情報取扱事業者としての責務を果たさなければならない。乙が法に定める個人情報取扱事業者該当しない場合も同様とする。
2. 乙は、本業務遂行に際して、以下に定める事項を含む安全管理措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報に関する管理責任者を選任し書面で甲に届け出るとともに、当該管理責任者に個人情報の管理を徹底させる。
 - (2) 発注書の有効期間及びその終了後にわたり、個人情報に関する守秘義務の遵守を徹底し、かかる個人情報について甲の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩してはならず、また、本業務の遂行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
 - (3) 甲の事前の書面による承諾を得ることなく、バックアップ目的で作成する場合を除き、個人情報を複写・複製してはならない。

第4条（従業者の監督）

1. 乙は、本業務遂行のために個人情報に接する必要がある従業者に対し、以下の各号に定める措置を講じるとともに、該当する従業者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - (1) 本業務遂行のために個人情報に接する必要がある従業者以外の者が接することのないように個人情報を保管し、個人情報に接する従業者に本書に定める乙の義務の内容を周知し、遵守させる。当該従業者がその業務に従事しなくなった後も同様とする。
 - (2) 本業務遂行のために個人情報に接する必要がある従業者に対して、必要な教育及び研修を行う。
2. 乙は、甲から要請ある場合本書に定める乙の義務と同一の義務を履行することを誓約する旨の書面を従業者から取り付け、その写しを甲に提出する。

第5条（事故対応）

1. 乙は、乙又は再委託先において次のいずれかに該当する事実（以下「事故等」という）が発生した場合、又は発生の虞があると認めた場合は、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。
 - (1) 個人情報（その記録媒体を含む）の毀損、滅失、紛失、盗用、盗難等。
 - (2) 本業務の目的以外の目的での、又は本業務遂行に必要な範囲を超えた個人情報の利用。
 - (3) 本業務実施に際して個人情報に接する必要がある従業者以外の者への個人情報の開示、漏洩等。
 - (4) 本書並びに法、関連法令及び管轄省庁策定のガイドライン等のいずれかに違反する行為。

2. 乙は、事故等が発生した場合、乙の費用において、①事故等の原因究明、②事故等による被害の発生及び拡大を防止するための措置、③事故等の被害者への通知及び必要な公表の実施、④被害者からの苦情、異議及び請求等への対応、並びに⑤再発防止策の策定とその実行を行う。甲がこれらの対応の一部を行った場合、乙は、甲がかかる対応をするために費やした費用を負担し、かつ甲に生じた損害を賠償しなくてはならない。

第6条（本人に対する責任）

乙は、本人から個人情報の開示、訂正、追加若しくは削除等の要請を受けた場合、又は行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、甲と協議のうえ必要な対応をとらなければならない。

第7条（監査・確認）

1. 甲は、本書に基づく乙の義務の履行状況を確認するため、報告・資料の提出を随時乙に対して求めることができる。
2. 甲は、前項の報告等を踏まえて必要と判断する場合、乙又は再委託先の施設に立ち入り、本書の遵守状況について監査又は確認等を行うことができる。
3. 甲は、前各項の報告・監査等の結果を踏まえて必要と判断する場合、乙及び再委託先に対して、必要な是正措置を講じるよう求めることができる。
4. 乙は、前三項による甲の要求を正当な事由なしに拒んではならず、また再委託先をして甲の要求に従うべく適切な措置を講じなくてはならない。

第8条（個人情報の返還）

発注書の有効期間が終了した場合、注文が解除された場合、又は甲が要求した場合、乙は、本業務の遂行に際して甲から受領又は自ら知得した個人情報（その複写・複製物を含む）を、乙の費用にて甲に速やかに返却するか、返却に代えて自らその費用にて廃棄又は消去し、複写・複製物を含む個人情報を再生不可能な状態にしたうえで、当該廃棄又は消去を証明する書類を甲に対して提出する。

第9条（契約の解除）

乙が本書のいずれかの条項に違反した場合において、甲が乙に相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合、甲は、注文の全部又は一部を解除することができる。尚、本条に基づく解除は、甲から乙への損害賠償請求を妨げない。

第10条（損害賠償等）

1. 乙は、本書に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合、甲又は当該第三者にその損害を賠償する責を負う。乙が賠償責任を負う範囲には、弁護士費用を含む裁判費用、及び発生した本件事故等に関して甲が被害者に支給した金銭等、一切の費用支出に伴う損害が含まれる。
2. 前項に加え、乙は、乙又は再委託先が本書に定める条項のいずれかに違反したことにより、甲と甲の顧客その他の第三者との間で争いが生じ、甲が当該顧客又は第三者から訴訟上又は訴訟外において損害賠償請求等を申し立てられた場合、甲と協議のうえ、乙の費用と責任において当該申し立てを解決しなければならない。但し、甲が自己の判断により当該申し立てを解決し

た場合、乙は、かかる解決のために甲が要した一切の費用相当額を速やかに甲に支払う。

第 11 条（存続条項）

発注書が終了した後においても、本書第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項、第 5 条乃至第 10 条並びに第 12 条の規定は、引き続き期間を定めず、有効に存続する。

第 12 条（優先関係）

本書の定めと、発注書の定めの間で矛盾、抵触する事項がある場合、本書の定めが優先的に適用される。

以上

制定：2018 年 2 月 1 日